

<2010—2011年度>

第4回

キャビネット会議 資料集 【 1 】



2011年6月13日（月）

新宿京王プラザホテル 本館5階「コンコードボールルーム」

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

330-A地区第57回年次大会 中間収支

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

2011/6/6現在

勘定科目	予 算	収 支	摘 要	備 考
I 収入の部				
①地区会費	8,541,900	8,557,350		
地区大会費	5,694,600	5,704,900	100円×6ヶ月×(4,730名・4,761名)(※)	(※)家族会員除く
地区特別大会費	2,847,300	2,852,450	50円×6ヶ月×(4,730名・4,761名)(※)	(※)同上
②登録料	8,175,000	7,870,000		
代議員登録料(式典含)	5,300,000	5,270,000	10,000円×530名(※)	(※)家族・ホスト会員含
式典一般登録料				
正会員	2,750,000	2,595,000	5,000円×550名	
家族会員	125,000	5,000	2,500円×50名	
晩餐会登録料	0	0		開催中止
③諸収入	200,000	410,000		
出店料	150,000	250,000	50,000円×3社	
ラッキーカード	0	0		
雑収入	50,000	160,000	ドネーション他	
収入の部合計	16,916,900	16,837,350		
II 支出の部				
①会場費	8,350,000	9,460,040		
室料	6,000,000	7,258,085	式典・晩餐会・分科会・控室等の室料	
音響・照明設備費	900,000	1,161,300	式典・晩餐会・分科会の基本設備使用料	
音響機器借用料	450,000	21,000	マイク・映像スクリーン等の機器借用料	
看板・舞台等制作費	1,000,000	1,019,655	会場看板・案内板・舞台等の制作費	
②大会費	3,200,000	3,714,795		
代議員等昼食費	750,000	804,900	代議員・部会員の昼食代	
アワード費用	600,000	862,120	各アワードの記念品・感謝状・目録他	
講演等謝礼	400,000	381,500	講演者・出演者等への謝礼	
花束等諸経費	100,000	90,000	贈呈花束等	
大会記念品費	400,000	661,275	参加記念品代	
展示関係費	350,000	315,000	展示場設営費他	
記念事業費	600,000	600,000	障害者スポーツ大会他	
③大会準備費	1,130,000	1,340,332		
運営等準備会議費	1,000,000	1,032,682	全体会議・運営部会・議事運営・アワード審査等	
リハーサル費用	130,000	307,650	前夜リハーサル等のスタッフ弁当代	室料除く
④懇親会費	0	0		開催中止
懇親会費	0			
賞品購入費	0			
アトラクション費用	0			
⑤事務費	2,025,000	1,861,938		
印刷費	1,200,000	1,129,672	案内チラシ・プログラム・代議員証・議案集・議事録	
事務用品費	200,000	70,044	胸花リボン他事務用品	
映像・写真記録費	350,000	350,000	映像・写真制作・映像機材費及び運送費	
通信・発送費	200,000	237,222	案内文書・資料等の郵送・発送料	
事務局員派遣費	75,000	75,000	派遣合同事務局員の火伴費	
⑥雑費	100,000	0		
⑦予備費	2,111,900	0		
支出の部合計	16,916,900	16,377,105		

次期三役セミナー 特別会計

(1) 貸借対照表

2011年 5月31日現在

単位：¥

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	1,831,597	〈流動負債計〉	0
普通預金/みずほ銀行・新宿西口支店	1,444,597		
未収入金	387,000		
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	1,831,597
合 計	1,831,597	合 計	1,831,597

(2) 収支計算書

自 2010年 7月 1日

至 2011年 5月31日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	76,420	〈収入計〉	1,908,017
会場費	32,100	登録料	1,908,000
運賃	44,320	受取利息	17
残 高	1,831,597		
合 計	1,908,017	合 計	1,908,017

選挙者供託金 特別会計

(1) 貸借対照表

2011年 5月31日現在

単位：円

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	600,039	〈流動負債計〉	0
普通預金/みずほ銀行・新宿西口支店	600,039		
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	600,039
合 計	600,039	合 計	600,039

(2) 収支計算書

自 2010年 7月 1日
至 2011年 5月31日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	0	〈収入計〉	600,039
		候補者より供託金 受取利息	600,000 39
残 高	600,039		
合 計	600,039	合 計	600,039

環境保全委員会 特別会計

(1) 貸借対照表

2011年 5月31日現在

単位：円

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	386,518	〈流動負債計〉	214,956
普通預金/みずほ銀行・新宿西口支店	386,518	未払費用	214,956
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	171,562
合 計	386,518	合 計	386,518

(2) 収支計算書

自 2010年 7月 1日
至 2011年 5月31日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	315,796	〈収入計〉	487,358
2011/5/24開催 第7回環境リーダー 養成講座	0	前年度繰越金 2011/5/24開催 第7回環境リーダー 養成講座	139,313
会場費	203,805	登録料	318,000
講師代	100,000	ドネーション	30,000
事務消耗品	10,626		
雑費	1,365	受取利息	45
残 高	171,562		
合 計	487,358	合 計	487,358

薬物乱用防止委員会 特別会計

(1) 貸借対照表

2011年 5月31日現在

単位：円

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	179,626	〈流動負債計〉	0
普通預金/みずほ銀行・新宿西口支店	179,626		
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	179,626
合 計	179,626	合 計	179,626

(2) 収支計算書

自 2010年 7月 1日
至 2011年 5月31日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	992,275	〈収入計〉	1,171,901
第一回認定講師教材・認定証	570,000	前年度繰越金	11,833
スキルアップセミナー	16,500	第一回認定講師登録料	770,000
認定証・修了証		スキルアップセミナー登録料	330,000
〃 資料代	10,000	ドネーション	60,000
会場費	184,205	受取利息	68
11/16薬物キャンペーンのぼり	75,600		
〃 配布物	53,400		
DVD編集作業費	50,000		
荷造運賃	28,370		
雑費	4,200		
残 高	179,626		
合 計	1,171,901	合 計	1,171,901

難病対策支援特別委員会 特別会計

(1) 貸借対照表

2011年 5月31日現在

単位：円

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	3,291,515	〈流動負債計〉	765,000
普通預金/みずほ銀行・新宿西口支店	2,307,515	未払費用	765,000
未収入金	984,000		
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	2,526,515
合 計	3,291,515	合 計	3,291,515

(2) 収支計算書

自 2010年 7月 1日
至 2011年 5月31日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	16,560,095	〈収入計〉	19,086,610
会場費	0	チケット売上 (クラブ)	12,385,000
会場演出費	2,694,000	チケット売上 (個人)	2,720,000
出演者等	307,500	チケット売上 (一般)	10,000
印刷・告知・装飾等	2,485,530	委員会協賛	1,340,000
運営経費	847,381	ジャンパー売上	481,500
荷造運賃	103,410	帽子売上	45,000
事務消耗品費	24,657	ドネーション	2,104,862
消耗品費	3,192	受取利息	248
雑費	19,425		
一般チケット返金	10,000		
クラブチケット返金	1,065,000		
332-BCD地区義援金	6,000,000		
4団体寄付金	3,000,000		
残 高	2,526,515		
合 計	19,086,610	合 計	19,086,610

名簿編集委員会 特別会計

(1) 貸借対照表

2011年 5月31日現在

単位：¥

借 方	金 額	貸 方	金 額
〈流動資産計〉	1,160,000	〈流動負債計〉	0
普通預金/みずほ銀行・新宿西口支店	1,160,000		
〈固定資産計〉	0	〈固定負債計〉	0
		残 高	1,160,000
合 計	1,160,000	合 計	1,160,000

(2) 収支計算書

自 2010年 7月 1日

至 2011年 5月31日

支出の部	金 額	収入の部	金 額
〈支出計〉	0	〈収入計〉	1,160,000
		広告収入	1,160,000
残 高	1,160,000		
合 計	1,160,000	合 計	1,160,000

〔改正案〕

「ライオンズクラブ国際協会３３０－Ａ地区 愛の泉緊急災害援助資金規則」の改正案

規則第３条（資金運用）の「② 本資金の支出対象である緊急災害は、３３０複合地区内の緊急災害とする。」を以下の通り改正する。

〔改正案〕

② 本資金の支出対象については、本資金「愛の泉」の設置の趣旨から、災害発生が日本国内か否か、３３０－Ａ地区・３３０複合地区内か否かなどの災害発生の地域や災害の種類、直接災害か間接災害か、などの災害の種類や発生源などの限定は、これをなさないものとする。

「地区ガバナー・第１及び第２副地区ガバナー選挙に関する規定」の改正案

上記規定のうち、第９条の（１２）「現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第２副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。」を以下の通りに改正する。

〔改正案〕

第９条の（１２）「現、前地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第２副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。」

〔 現 行 〕

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区愛の泉緊急災害援助資金規則

第1条（名 称）

本資金の名称はライオンズクラブ国際協会330-A地区・愛の泉緊急災害援助資金（以下資金という）と称す。

第2条（役 員）

- ①地区ガバナーが必要に応じて指名し委員会を構成する。
- ②会計監査は、当該年度の会計監査委員がこの任に当る。
- ③委員長は地区ガバナーが当る。

第3条（資金の運用）

- ①地区ガバナーが緊急災害度合を判断し運用する事のほか、この資金の運用が330-A地区に特に必要と認めた場合は地区キャビネット会議に諮り、愛の泉資金を使用することが出来る。
- ②本資金の支出対象である緊急災害は、330複合地区内の緊急災害とする。
- ③特に緊急性を要する緊急災害アクティビティについては、地区ガバナーは金200万円までガバナー決裁で支出することができる。金200万円を超える場合は、地区キャビネット会議の決裁を必要とする。
- ④地区内において、緊急災害援助募金を実施した場合は、その募金から本資金より支出された金額相当額を組み入れることとする。

第4条（資金の調達）

- ①資金から生ずる利息は資金に繰り入れる。
- ②資金は地区キャビネット、ライオンズクラブ、メンバーおよびメンバーの関連企業、団体、個人等により受け入れる。
- ③資金が著しく少額になった場合は、330-A地区年次大会の決議を経て会員に資金の拠出方を要請することが出来る。

第5条（会計および報告）

- ①資金の会計年度は7月1日より翌年の6月30日とする。
- ②資金の収支は会計監査を経て、当該年度の330-A地区年次大会で報告し承認を得なければならない。

第6条（定めなき事項）

- ①規則の運営に関しての必要な事項は、地区ガバナーおよび委員会の責任において行なうことが出来るものとする。

②規則の変更および新たな規則の制定は、地区ガバナーより選出された役員で構成する委員会で審議のうえキャビネット会議で承認を経た後、年次大会で報告されなければならない。

〔付則〕 この規則は１９９７年７月１日より効力を発する。

１９９９年７月２３日第３条を改正

２００５年１月７日第３条を改正

２００８年４月１９日第３条を改正

〔 現 行 〕

地区ガバナー・第1及び第2副地区ガバナー選挙に関する規定

第一章

第1条（規定の目的）

地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選挙に関する事項については、国際会則、複合地区会則に規定するもののほか、この規定の定めるところによる。

第2条（選挙の倫理）

選挙は、ライオンとしての誇りとその責任を自覚して、この規定を誠実に遵守し、厳正に施行する。

第3条（選挙の日）

選挙は、年次大会の日、または、ガバナーが定めた日に行う。

第4条（選挙運動期間）

選挙運動期間は、当該立候補者が立候補届出後、選挙管理委員会による資格審査を経て、公示された日の翌日から選挙の日の前日までとする。

第5条（選挙の管理）

選挙は、選挙管理委員会が管理する。

第二章 立候補および責任者

第6条（立候補の届出）

会員は、選挙管理委員会が定める方式および期限に、金20万円の立候補登録料を添えて立候補届を選挙管理委員会に届出して候補者となることができる。

第7条（代議員名簿）

1. 立候補者と選挙責任者は、連名にて選挙管理委員会に対して、所定の誓約書の交付と引き換えに住所録を付した当期の代議員名簿（電子媒体）の交付を求めることができる。
2. 立候補者・選挙責任者及び会員は、前項の代議員名簿を選挙の目的以外に使用してはならない。
3. 第1項の代議員名簿（電子媒体）は、選挙終了後、速やかに選挙管理委員会に返還しなければならない。

第8条（選挙責任者）

1. 立候補者は、立候補者の属するクラブ会員から選挙責任者1名を定め、その者と連署して立候補届書を選挙管理委員会に届出なければならない。
2. 選挙責任者は、立候補者のための一切の選挙運動を統括し、選挙運動をするものを監督する。
3. 選挙責任者を欠くに至ったときは、立候補者は直ちに後任者を選任し、その者と連署して選挙管理委員会に届出なければならない。

第三章 選挙運動

第9条（選挙運動の禁止事項）

1. 選挙運動とは、特定の選挙に関し、特定の候補者に投票させるべく働きかける行為を言う。2. 立候補者、選挙責任者及び会員は選挙に関し、特定の候補者に投票をさせることを目的として次の行為をしてはならない。
 - （1） 選挙運動を、第4条の期間（選挙運動期間）以外にすること。
 - （2） クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
 - （3） 自宅または職場への戸別訪問をすること。
 - （4） 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
 - （5） 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
 - （6） 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。

- (7) 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
- (8) 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
- (9) 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
- (10) 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
- (11) 代議員の選挙権の行使を妨げること。



- (12) 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第2副地区ガバナー選出及びその選挙に関し、特定の候補者を推薦すること、立候補者と一緒に行動を共にすること、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行すること。
- (13) 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
- (14) その他、本規定に違反する行為を行うこと。

第10条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常葉書（内国郵便約款第2章第3節第20条・第21条・第22条による）のみを発信することができる。

第四章 違反行為に対する処置等

第11条（違反に対する基本姿勢）

本地区は、本地区ライオンズメンバー全員が「ライオンズの誓い」及び「ライオンズ道徳綱領」の精神を指針とする人格者であることを信頼し、本規定に違反した者に対しても本人の真摯な自立的対処を期待する。

第12条（違反に対する処置）

1. 選挙管理委員会は、第4条、第9条及び第10条に違反する行為をした立候補者及びその選挙責任者に対して警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、前項の警告にもかかわらず違反行為を止めない立候補者及び著しい違反行為をした立候補者に対して、弁明の機会を与えたうえ、立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛その違反行為の内容を通知することができる。
3. 指名管理委員会は、前項の勧告に従わない立候補者に関しては、選挙管理委員会の報告に基づき、大会当日その代議員総会において、投票前に立候補者の氏名、その違反行為及び当日までの経緯を報告することができる。

第五章

第13条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

第14条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

第 15 条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

第 16 条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

第 17 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

第六章 選挙管理委員会

第 18 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

第 19 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

第 20 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

第 21 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

第 22 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めたときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

第 23 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

附 則

第 1 条

1. この規定は、平成 11 年 11 月 26 日から施行する。
2. 平成 12 年 11 月 20 日一部改定。
3. 平成 13 年 11 月 16 日一部改定。
4. 平成 18 年 1 月 17 日一部改定。
5. 平成 18 年 4 月 22 日一部改定。
6. 平成 19 年 3 月 26 日一部改定。
7. 平成 20 年 11 月 18 日一部改定。
8. 平成 21 年 11 月 6 日一部改定。
9. 平成 22 年 11 月 8 日一部改定。

第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

細 則

第1条

立候補者が1名のときは、規定第13条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。